

令和4年度（2022年度）第1回吹田市入札等監視委員会 議事録

- 1 開催日時 令和4年6月10日（金）午後5時30分から午後6時30分まで
- 2 場 所 吹田市文化会館（メイシアター 3階 第1会議室）
- 3 出席委員 （委員長） 梶 哲教
（委員） 高橋 明男
（委員） 小野 憲一

4 会議の概要

契約候補者の選定にあたり、プロポーザル方式の実施を予定している次の案件について、所管室課の担当者同席の上、その実施の適否の審議を行った。

案件	案件名
1	キャッシュレス決済ポイント還元事業

5 議事録

○契約検査室 ただ今から令和4年度第1回吹田市入札等監視委員会を開催します。本日は、予定価格が1,000万円以上の業務等の契約におけるプロポーザル方式実施の適否についてご審議いただきます。それでは、これからの議事進行を委員長にお願いします。

○梶委員長 本日は全委員が出席しておりますので、委員会規則第5条第2項の規定により本委員会は成立しておりますことを報告させていただきます。それでは、プロポーザル方式実施の適否の審議を始めます。

【案件1】キャッシュレス決済ポイント還元事業

○梶委員長 資料に沿って担当課からご説明をお願いします。

○地域経済振興室 説明

○梶委員長 案件について、委員の皆さまから何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

○高橋委員 私の方から質問させていただいた参加店舗数や比率について、何か要件を課す予定があるかということについては、要件を課さないが、いかに多くの参加店舗数を確保できるかという項目を設けて評価するという事になっているのですね。

○地域経済振興室 評価項目の中に、対象キャッシュレス決済事業者の十分な確保と対象キャッシュレスの方法についての内容、その他に、参加店舗数について提案書に記載をするようにとの指示を予定しております。参加店舗数についても、十分に確保して、多くの事業者・利用者が参加できるということにかかってくると思いますので、各提案者の店舗数を比較させていただいて、審査をしていきたいと考えております。

○高橋委員 昨年度既に行われていますが、去年の段階でどれぐらいの店舗数が参加したのですか。

○地域経済振興室 昨年度の実績といたしましては、2,290店舗ご参加いただいております。

○高橋委員 全体的な比率としては、どれぐらいになっているのですか。

- 地域経済振興室** 吹田市内の店舗数ですが、最近の数字は正式にはでておりませんで、平成 28 年の経済センサスで、1 万 5 千ほどが事業所数ということで表示されています。当然市民向けの店舗以外の事業所も含まれていますので、その一部が対象店舗になります。
- 高橋委員** その 1 万 5 千という事業所数は、いわゆる小売以外も含まれているのですね。
- 地域経済振興室** おっしゃるとおりです。
- 高橋委員** 小売店舗がいくらあるかという統計はないのですか。
- 地域経済振興室** すいません。最新の数字はちょっと把握しておりません。ただ、評価の一つとしまして、2 年前に同様の消費喚起策、消費者支援策としまして、紙の商品券事業を実施し、同じ条件で参加いただいた店舗というのが 835 店舗です。それが紙の商品券の実績でございまして、そこから昨年度は 2,290 という多くの店舗がご参加いただいたということで、一定評価に値するのかなと認識しております。
- 高橋委員** 利用店舗の種類みたいなものについては、去年、分析されたのでしょうか。
- 地域経済振興室** すべての事業所というわけではないですが、例えば小売業であるとか、サービス業であるとか、内訳はいただいております。
- 高橋委員** 去年実施して、事業者から何らかの声があったと思うのですが、そういうのはどういう形で分析されているのでしょうか。
- 地域経済振興室** 事業者アンケートをとらせていただきまして、その中では、売上が上がったというようなお声や、新規の顧客が増えたというようなプラスのご意見が多かったというように認識しております。
- 高橋委員** 事業に参加していない事業者に対しては、ご意見はもらわれていないのですか。
- 地域経済振興室** 参加された店舗に対してアンケートをとっております。
- 高橋委員** なぜ参加しなかったとかですね、そのあたりはやっぱ分析された方がいいのではと思いますが、何かハードルがあったのかもかもしれませんね。
- 地域経済振興室** 課題だと考えています。
- 高橋委員** Web による販売は対象としないのですかという質問ですが、これは確かに、Web は吹田に限らず、どこの事業者に対しても吹田市からアクセスできるわけなので、おっしゃるとおり一理あると思いますが、吹田市の事業者の活性化というふうに考えると、吹田市の店舗が行うなら、別に Web の販売を含めてもかまわないような気がします、そこはいかがでしょうか。
- 地域経済振興室** おっしゃるとおり吹田市に店舗を構えていたら対象にすべきである、貴重なご意見ありがとうございます。我々考えておりますのが、こちらの回答にあげましたように、Web による販売というのは、売上が増加傾向にあります。今回事業の目的の一つとしまして、今まで現金決済でしか買い物をしたことがないお客様、そうした方にキャッシュレス決済を体験してほしいという思いも込めた事業構築になっておりますので、そうした中で Web というのは元から決済方法はキャッシュレス決済のみになっておりますので、対象外とさせていただいておりますが、委員のおっしゃることも尤もなご意見でございますので、今後の検討の課題の一つとさせていただきたいと思っております。
- 高橋委員** おそらくこのようなキャッシュレス決済の事業者の中には、Web 決済のみを扱っている事業者というの、かなりあると思います。ということを見ると、Web 決済を含めていいですよという、裾野が広がると思うので、吹田市の経済の活性化、市内店舗の活性化を

考えるなら、どちらで売り上げが増えてもかまわない話なので、別にそれをして、この事業の目的に大きく反するというわけではないと思うので、前向きに検討いただければと思います。

○**地域経済振興室** ありがとうございます。

○**梶委員長** ありがとうございました。小野委員、質問をお願いします。

○**小野委員** 還元事業の広報についてお聞きしますが、広報は「事務局」となる事業者が担当するのですか。委託料の中に広報の費用が入っていますが、市の方でも広報されるということはあるのですか。例えば市の広報誌であったり。

○**地域経済振興室** 市のホームページやSNS、あと、市報すいたの広報誌、関連のある業者に依頼していこうと思います。

○**小野委員** お聞きしたのは、事務局が広報を担当すると費用が発生して、それが高くなると、結局本来事業にまわるお金が少なくなってしまうので、その広報費用が大きくならないように十分注意をしていただきたいということです。そういう趣旨で質問させていただきました。それから事後的に事業者・利用者へのアンケート調査、事業評価を行うということですが、これはアンケートをする主体は市が行われるということでしょうか。それとも事務局が行うのですか。

○**地域経済振興室** 事務局が行います。

○**小野委員** そうすると、やはり事務局が行うということで費用が発生しますし、自分が行っている事業を自分でアンケートして評価するみたいなことになりますね。そこでお手盛りみたいなものが発生しないように、そこも市の方で監視をしていただくようよろしくお願いいたします。

○**地域経済振興室** はい。

○**小野委員** 最近新聞などをみていますと、民間委託の事業がかなり多くなっており、それが大手の広告代理店等に集中して、費用が高くなっているという指摘がされています。今後、問題になる可能性があると思いますので、実際行う市の方も十分注意をして、事業を進めていただきたいと思います。

○**梶委員長** それでは私からも多少、お尋ねをしたいと思います。今回、業務内容については、物価高騰等により影響を受ける市民等に経済的に支援を行うためとなっております。物価高騰等の対策というのが主眼というふうに理解してよろしいですか。

○**地域経済振興室** 物価高騰等により影響を受ける市民・商業者への経済的支援というのがございます。

○**梶委員長** その次には市内中小規模店舗においてとあります。こういう書き方をすると、大規模の店舗は意識的に除外する趣旨が入ってくるのかなと思います。それはこの業務の目的・意図と理解してよろしいでしょうか。

○**地域経済振興室** 市内の商業者支援ということになりますので、市内にある中小規模店舗を対象に支援を行いたいと考えております。

○**梶委員長** 先ほど、キャッシュレス方式の推進という話が出てきて、昨年度の場合は、キャッシュレス方式の推進に主眼があったのかというふうに私は理解をしていましたが、やや目的が変わってきたというふうにお話伺っていて感じましたが、そうでもないのですか。

○**地域経済振興室** 去年もキャッシュレス決済の推進とありまして、今回もそのとおりです。昨年

度につきましては、コロナの影響により、より接触が少ないというところでコード決済に限らせていただいたような形になります。

○梶委員長 今回はコード決済に限定しないというのは、そのキャッシュレス決済の推進という目的が、やや、ぼやけたというのか後退したとか、そういうふうな意味でも必ずしもないということですか。

○地域経済振興室 昨年、コード決済に限定させていただいた理由としましては、現在より昨年の方は、コロナに対する危機感といいますか、注目度というのが大きく、いかに接触しないような決済を考えるかという生活であったと思います。キャッシュレス決済の中で一番接触率が低いものでいきますと、例えばクレジットカードでしたら、サインしたり、暗証番号を押ししたりという接触の可能性があります、コード決済というのはスマホをピッとかざりだけですので、そこに限定させていただいたということなので、目的ということでは、特に変更はないというふうに考えております。

○梶委員長 市内中小規模店舗においてとありますが、大規模店舗を言わば排除して、中小規模店舗の事業を支援するというふうなやり方をこの事業の中に織り込むことができるのですか。

○地域経済振興室 織り込むことは可能でございます。特に国からそういった制限を、国の交付金の中で、例えば、対象事業所を限定してはいけないというような指摘はございませんので、問題ございません。

○梶委員長 補助する先を、中小企業、中小店舗に限定するということも可能というわけですね。実際に昨年それは行われたのですか。

○地域経済振興室 昨年も同じスキームで実施しました。

○梶委員長 わかりました。それから、昨年私が気になったのは、事務局の業者がキャッシュレス決済事業者の選定をすることになって、公平性は確保されるのかどうかという点でした。ご承知のように、当初は、そのキャッシュレス決済事業者を行政が複数選ぶというふうな提案がされていましたが、そうではなく、事務局業者が選抜をするという提案に変わってきたというふうなこともありましたから、そこで公正性が確保されるのかどうかのかが気になりましたが、項目が設けられて、そして審査されて、実際にその辺はどういうやり方で公平性が確保されたのでしょうか。

○地域経済振興室 まず、評価項目を設けて、選定委員会において、質問をさせていただきました。キャッシュレス決済事業者に参加可否の確認をしていただいて、参加可能ですと回答いただいた事業者について、予算の制限の中で、予算を満たすようなところを提案いただいたというふうに考えております。去年につきましては、最優秀提案者につきましては、19 事業者に確認していただいております。今年度も同じように何者参加確認されたか選定委員会でお伺いしまして、その参加可能という中で利用者とか店舗が広がるような組み合わせを提案いただいて、予算を満たしたうえで店舗数が広がるような提案をいただきたいと思っております。

○梶委員長 キャッシュレス決済事業者が参加できないという事情は何でしょうか。

○地域経済振興室 去年の確認の内容では、このような大きなポイント還元事業を実施したことがないということや、システム等に対応することができないというようなご意見というようなことで、ペイメントから聞き取りを行ったと聞いております。

○梶委員長 そうするとその点は2年目ということになりますと、キャッシュレス決済事業者の側でもより多くの事業者が対応してくる可能性というのは出てくるわけでしょうか。

- 地域経済振興室** 当然提案者に確認をしていただく予定をしております。ただ周りの市町村、先行事例をみていますと、やはり先ほど申し上げたシステムの問題であるとかいうことで、中々参加に至らないような傾向にある企業は多いと聞いております。
- 梶委員長** 結構難しいですね。
- 地域経済振興室** やはりシステムに係る費用で、今後事業が続くかどうかという継続性を考えた上で、各企業も当然損得を踏まえたうえで、参加の可否を考えていらっしゃいますので、そこがネックになっているのかなというふうに感じております。
- 梶委員長** あとはそういう状況下でポイント還元事業を行政がやることの是非の話になるのでしょうか。これはここで審査する話じゃないのかもしれないですけど。
- 地域経済振興室** 国の方でも、先ほど説明させていただいた臨時交付金の活用について、委員がご懸念されている、ポイント還元事業が果たして交付金事業として適正なのかについて直接確認させていただいております。その中で当然趣旨目的に合致するのであれば問題はないというお答えをいただいておりますので、引き続き実施させていただきたいと思っております。
- 梶委員長** わかりました。選考結果に影響がある場合、事業者からの提案内容に不十分点があったとしても修正することができませんと記載がございます。この意味をよく理解できなかったもので、もう少し補足のご説明をいただけますでしょうか。
- 地域経済振興室** 事業者決定後の修正ということになりますので、選考結果の点数に影響が出て、最優秀候補者が変わるといった影響がある場合は、修正が難しいという意味で記載させていただきました。
- 梶委員長** やると言っていたことができないというような話になると、具合が悪いだろうと思いますが、市からの要請で、追加でやってくれとか、これはまずいからやめてくれとかいうふうなことならば、提案可能なのだろうと思うのですが、それは大丈夫と理解してよろしいでしょうか。
- 地域経済振興室** 追加で何かやっていただくということであれば、おそらく点数を上げていくのかなと思います。最優秀提案者については、点数が一番高いところが選ばれているので、そういった点については選定委員会に報告はしますけれども、可能かなと考えております。
- 梶委員長** そうすると、これは点数が上がるような内容であれば構わないとそういう意味だと理解してよろしいのでしょうか。
- 地域経済振興室** はい。
- 事務局** 具体的には、最優秀の方が決まってから、吹田市と契約締結までに仕様書をつくるために話し合いを重ねますので、その段階で1位と2位が変わるようなものでなければ追加というのは可能だと考えております。
- 梶委員長** 私からは以上ですが、他に質問はございませんでしょうか。
- 高橋委員** 梶委員長からの質問を聞いていて、この事務局が、決済事業者と契約するんですね。参加してもらおうという話なんですか。その場合に、重なって決済業者というのは、参加するという意思を表明することはもちろん可能なんですね。
- 地域経済振興室** おっしゃるとおり、提案いただいた中で、キャッシュレス決済業者が重なることは可能であります。
- 高橋委員** 先ほどのところでキャッシュレス決済事業者が参加しないということだった一つの理由にシステム上の問題があるという話でしたが、このシステムというのは、コンサルの事業者

が作っているシステムと、決済事業者のシステムのマッチングというところなのでしょうか。

○**地域経済振興室** システムというのは、キャッシュレス決済事業者が既に持っているシステムがこのポイント関連事業に対応できないというようなことです。

○**高橋委員** ということは、それは、コンサル事業者の固有の事情じゃなくて、そもそもこのポイント関連事業というものに一般的に持っているものという、そういうことなんですかね。

○**地域経済振興室** その通りです。

○**高橋委員** 決済事業者等から、参加店舗、あるいは、決済事業者と参加店舗、決済事業者と利用者、問題に関して、吹田市がより深く関与していく必要があるはずだと思います。今回は、そこは事務局がコールセンターを作ってそれでやってもらうという形でわかるようにしますし、今現在一般的にそういうやり方で、給付金とかそういうやり方をとられているということもよく分かっていますが、結局吹田市の事業であるにもかかわらず、コンサル事業者に任せてしまうことによって、市民の側からすると、結局不満があっても、コールセンターで何らかの回答があって、それっきりになってしまう、いくらそこで不満があつたとしても、それ以上言うことができなくなってしまうということはもう構造的にあると思います。その点今回は去年の経験を踏まえて、吹田市として何らかの、考えはあるのでしょうか。

○**地域経済振興室** 昨年においてはコールセンターのレポートは翌日こちらに報告をいただくということをしていたり、コールセンターで問題が起きた際には、こちらに迅速に報告して市と一緒に対応していくということをしております。また、コールセンターを開設する前に基本的なQAを作っておきまして、その内容を市で確認をした上でその内容についてコールセンターで回答していただくということをしておりますので、今年も、市民や事業者の方にご迷惑がかからないように同じように対応していきたいと考えております。

○**高橋委員** そこはやっぱり、市の事業としてする以上は、できる限り市民の側に立つということをお忘れなくいただきたいなと思っています。また、市内店舗がどういう形で参加するかということに関しては、結局どこも店舗は契約することになるのですか。

○**地域経済振興室** 店舗につきまして、キャッシュレス決済を導入されますので、キャッシュレス決済事業者と契約されておられます。

○**高橋委員** 昨年より事業を広げるためには、どうすればいいかっていうのは何かあるんですか。

○**地域経済振興室** 昨年度も行いましたが、利用者向けの説明会と事業者向けの説明会を実施していただきます。事業者さんから店舗が導入を進めるような提案をいただいて、進めていきたいと考えております。

○**高橋委員** この事業に対して、吹田市は、結局、事務局を選定した後は事務局がまず基本的に運営されていくんだろと思いますが、事業全体に関して吹田市のホームページで一応説明とかされるのでしょうか、直接市民から吹田市への質問を受け付けるようになっているのですか。

○**地域経済振興室** 地域経済振興室にお電話いただきましたら、ご回答させていただきます。

○**高橋委員** 市内の店舗の中には、事業者ではなく、市に対して聞きたい、そのアクセスしやすいという考えと市に対してアプローチする人もあるかもしれない。そのため、事務局任せではなく、市の方で何か対応できるようにやり方を整えておいて、コンサル事業者と共有できるようなやり方をとっておくということがあってもいいのではないかと思います。

○**地域経済振興室** ありがとうございます。昨年もそうでしたが、市で案内するページ、事業を案内するページの中に当然担当室課の名称、電話番号等は必ず記載することになっておりますの

で、そちらをご覧になってお電話いただいた方も当然多くいらっしゃいます。我々商業担当ということですので、商業者との日頃のやりとりがございますので、委員おっしゃったとおり、コールセンターに電話するよりこちらの方が電話しやすいのでということでのお問い合わせもたくさんいただいておりますので、引き続きその関係は崩さずに、キープしていきたいと思っています。

○梶委員長 それでは、この件については、プロポーザル方式での実施が適しているものと判断してよろしいでしょうか。

○委員 異議なし

○梶委員長 それではこの案件については、当委員会では、プロポーザル方式での実施が適しているものと判断いたします。本日の審議案件は以上でございます。審議の中で出て参りました意見については、後日、事務局で取りまとめていただきまして、各委員に確認後、改めてご報告させていただくことといたします。以上をもちまして令和4年度第1回の吹田市入札等監視委員会を閉会いたします。みなさんどうもありがとうございました。